

# 協定書

## 災害時における物資供給に関する協定

高知県警察（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における警備活動に必要な物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙から物資を調達するために必要な事項を定めるものとする。

### （供給等の協力要請）

第2条 甲は、次の場合において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

- (1) 高知県内における災害時
- (2) 高知県外における災害時に、当該区域を管轄する都道府県警察への派遣が見込まれるとき

### （調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

### （要請の方法）

第4条 第2条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した別記様式第1号をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

### （物資の供給の協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲で物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を別記様式第2号により甲に報告するものとする。

### （物資の引渡し等）

第6条 物資の引渡場所及び日時は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲と乙が協議して決定する。

2 甲は、物資の引渡しに当たっては、当該物資の検査をするものとし、検査

に合格したときは当該物資の引渡しを受けるものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生時の直前における適正な価格を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の請求及び支払い)

第8条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年2月10日

甲 高知県高知市丸ノ内2丁目4番30号  
高知県警察

警察本部長

乙 新潟県新潟市南区清水  
NPO法人コメリ災害対策センター

理事長

## 別表

分類	主な品種
工具類	剣先スコップ、つるはし、鳶口、バール、ハンマー、のこぎり、金槌、鋏、チェーンソー、電動ハンマードリル、発電機、投光機、燃料携行缶、ホースリール、スコップ、ロープ
食料品	飲料水、簡易食料（即席カップ麺など調理の不要のもの）
食器類	割り箸、紙コップ、紙皿、やかん
寝具類	毛布、布団、寝袋、ロールマット、シュラフカバー
日用品類	乾電池、懐中電灯、ビニールシート、標識ロープ、タオル
光熱材料	カセット式ガスコンロ、カセットガスボンベ
その他	簡易トイレ、カイロ、ウエットティッシュ、トイレットペーパー

別記様式第1号（第4条関係）

第 年 月 日 号

NPOコメリ災害対策センター  
理事長 殿

高知県警察本部長  
(公印省略)

物資供給等の協力要請について  
みだしのことについて、災害時における物資供給に関する協定第2条及び第4条の規定により、次のとおり要請します。

なお、物資供給の実施状況を別記様式第2号により通知願います。

記

1 調達を要請する物資等

物資名	規格	数量	備考

2 搬送先（引渡地）等

搬送先（引渡地）	物資名	数量	納入期限

別記様式第2号（第5条関係）

第 年 月 日 号

高知県警察本部長 殿

NPOコメリ災害対策センター  
理事長  
(公印省略)

物資供給等の実施状況について  
みだしのことについて、災害時における物資供給に関する協定第5条の規定により、  
下記のとおり通知します。

記

1 供給物資等

物資名	規格	数量	納入月日

2 搬送状況

出荷月日	物資名・数量	出発地（搬送元）	搬送先（引渡地）